

令和 8 年度

県単橋梁修繕工事（関宿橋高欄取替工）

特記仕様書

主要地方道 境杉戸線

野田市 関宿元町 外

千葉県東葛飾土木事務所

# 特記仕様書

工 事 名：県単橋梁修繕工事（関宿橋高欄取替工）

路線河海名：主要地方道 境杉戸線

施 工 箇 所：野田市 関宿元町外

## 第1章 総 則

### 第1条 適用

- 1 本特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に規定のない事項については、別で定める「土木工事共通特記仕様書及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。  
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

### 第2条 工期等

本工事の工期は、契約日の翌日から150日間とする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

|                                                              |      |
|--------------------------------------------------------------|------|
| 準備期間                                                         | 60日間 |
| 後片付け期間                                                       | 20日間 |
| 雨休率<br>※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数<br>雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数 | 0.78 |
| その他の不稼働日                                                     | —    |

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- 1 1日の降雨・降雪量は10mm/日以上の日：39日間/年間
- 2 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間/年間  
（少数以下1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）  
（過去5カ年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉県特別地域観測所）のデータより年間の平均日数を算出）
- 3 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は工期の延長変更を協議することができる。

### 第3条 工事中の安全確保

- 1 工事期間中に配置する交通誘導員は、下表のとおり配置するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件などにより配置人員の変更が必要な際には監督員と協議するものとする。

| 施工区分・施工                                    | 期間    | 配置人員                  |
|--------------------------------------------|-------|-----------------------|
| 夜間施工（21 時から 5 時）<br>施工調査（鉄筋探査）を除<br>く全ての工種 | 施工期間中 | （B） 3 人/日<br>（交代要員あり） |

2 工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき適切な第三者への安全の確認を行うものとする。

3 工事期間中は、夜間における安全確保のための保安灯を設置するなどして視認性を確保するとともに、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

#### 第4条 安全・訓練に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。また、実施状況資料を整備・保管し、監督員から請求があった場合に提示するものとする。

#### 第5条 施工体制の点検

受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 13 条 2 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該工事の監督職員、現場技術員及び事務所の職員とし身分証明書を携帯し、胸に所属、役職、氏名、顔写真の入った名札を着用するものとする。

#### 第6条 現場代理人及び主任技術者等（契約書第 11 条）

本工事の（現場代理人及び）主任技術者は、建設業法に基づく資格要件を満足した者でなければならない。

#### 第7条 建設副産物

##### 1 共通事項

（1）「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成后 5 年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成しなければならない。

請負金額 1 0 0 0 千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

## 2 建設廃棄物

本工事により発生する無筋コンクリート殻は、野田市目吹砂田 2341 片道運搬距離 17.1 km（DID 地区無）の(株)木名瀬商事リサイクル工場に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 3 スクラップ

本工事により発生する既設高欄については、現場から野田金属産業株式会社（野田市尾崎 1 8 4 2－1）とし、片道運搬距離 L=13.1km とする。

## 第 8 条 安全・訓練に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施状況を報告するものとする。

## 第 9 条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

## 第 1 0 条 環境対策等

受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進するため、施工計画書「環境対策」に「環境に配慮した工事実施計画」

を記載するものとする。

## 第11条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

### 1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和5年度版）「3. (2) 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和6年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

### 4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

## 第 12 条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

## 第 2 章 材 料

### 第 13 条 使用材料

使用材料については、図面及び数量集計表によるものとする。

受注者は、施工計画書に主要材料一覧とともにその品質を証する資料を添付すること。

### 第 14 条 高欄兼用車両用防護柵

高欄兼用車両用防護柵は、下記の仕様によるものとする。

| 名 称        | 規 格      | 色 調  |
|------------|----------|------|
| 高欄兼用車両用防護柵 | アルミ製 B 種 | 別途協議 |

### 第 15 条 モルタル充填工

モルタル充填工に使用する材料の仕様は下記によるものとする。

| 名 称    | 規 格                                   |
|--------|---------------------------------------|
| モルタル充填 | 無収縮モルタル $\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$ |

### 第 16 条 JIS 製品記号

設計図書中の J I S 製品記号は、JIS の国際単位系（S I）移行（以下、「新 JIS」という。）に伴い、すべての新 JIS の製品記号としているが、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、旧 J I S 製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

また、設計図書中の J I S 製品記号は、JIS の国際単位系（S I）移行（以下、「新 JIS」という。）に伴い、すべての新 JIS の製品記号に読みかえるものとする。ただし、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、読みかえずに使用出来るものとする。

### 3章 施 工

#### 第17条 準備工

- 1 施工前に監督職員と事前打合せを行うこと。
- 2 河川法に係る届け出に必要な書類（位置図、工程表、施工計画書、連絡体制表等）を提出すること。なお、河川法に係る河川管理者（国土交通省庄和出張所）への申請手続きは発注者において行う。

#### 第18条 施工調査

地覆部のコンクリート削孔を行う場合は、予め鉄筋探査を行い、地覆内の鉄筋を切断しないように留意すること。

#### 第19条 高欄設置工

- 1 受注者は、高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配平面線形に設置しなければならない。
- 2 受注者は、高欄を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## 特記仕様書別表 1

詳細は土木工事共通特記仕様書 第 1 章 選択編をご参照ください

| 条         | 条 目                    | 適用 (不要項目に取消線)                |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| 第 1 - 1 条 | 一般施工                   | ・ 該当する<br><del>・ 該当する</del>  |
| 第 1 - 2 条 | 震災対策                   | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del> |
| 第 1 - 3 条 | 事業損失防止施策               | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del> |
| 第 1 - 4 条 | 工事書類作成                 | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del> |
| 第 1 - 5 条 | 設計変更等                  | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del> |
| 第 1 - 6 条 | 情報共有システムの活用について        | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del> |
| 第 1 - 7 条 | 千葉県キャリアアップシステム<br>活用工事 | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del> |
| 第 1 - 8 条 | コンクリート二次製品             | <del>・ 該当する</del><br>・ 該当しない |

## 特記仕様書別表 2

詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

| 条      | 条 目                             | 適用(不要項目に取消線)                                                 |
|--------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第2-1条  | 電子納品                            | <del>・該当する(副本登録する)</del><br>・該当する(副本登録しない)                   |
| 第2-2条  | 工事監督支援業務の担当技術者                  | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-3条  | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) | ・該当する<br><del>・該当しない</del>                                   |
| 第2-4条  | 難工事の指定                          | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-5条  | 「三者会議」の実施                       | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-6条  | 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事          | ・該当する<br><del>・該当しない</del>                                   |
| 第2-7条  | 快適トイレ                           | ・該当する<br><del>・該当しない</del>                                   |
| 第2-8条  | 週休2日制適用工事                       | ・現場閉所による週休2日工事<br><del>・週休2日交替制工事</del><br><del>・該当しない</del> |
| 第2-9条  | 遠隔臨場                            | ・発注者指定型<br>・発注者指定型以外<br><del>・該当しない</del>                    |
| 第2-10条 | ICT活用工事<br>※右表に対象工種を記載          | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-11条 | 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等   | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |